

教育委員会 平成27年度8月3日臨時会の概要

- 日時 平成27年8月3日（月）
14時00分開会 14時05分閉会
- 場所 鎌倉水道営業所庁舎2階 災害対策室
- 出席委員 下平委員長、齋藤委員、山田委員、安良岡教育長
- 傍聴者 なし

○本日審議を行った案件

日程1 請願第1号 平成28年度義務教育諸学校使用教科用図書採択に関する請願

下平委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより8月臨時会を開会する。

本日の会議録署名委員を山田委員にお願いする。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりである。

では、日程に従い議事を進める。

1 請願第1号 平成28年度義務教育諸学校使用教科用図書採択に関する請願

下平委員長

日程の1、請願第1号「平成28年度義務教育諸学校使用教科用図書採択に関する請願」を議題とする。請願の説明についてお願いする。

教育指導課長

日程の1、請願第1号、平成28年度義務教育諸学校使用教科用図書採択に関する請願の請願内容について説明させていただく。

請願者は次の5つの点について述べている。

1つ目として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の2、基本理念に則り採択に当たること。2つ目として、教育基本法第1条、教育の目的である国民の育成という根幹的趣旨をもって採択に望んでほしい、そして、これについては最大の比重を置いて採択に当たること。3つ目として、教育基本法第1条、教育の目的の遵守。4つ目として、憲法第12条、自由・権利の保持の責任と乱用の禁止の遵守、そして5つ目に、憲法第12条及び教育基本法第1条に基づき、個人の権利尊重を色濃く記述している教科書を避け、この記述のもっとも薄い教科書を採択することが述べられている。

これまでも教育委員会としては、公正、公平、中立を目指して国、県の指導の下教科用図書の採択を行ってきた。教育委員会では、採択権者としての自覚と責任を基に、公

正かつ適正を期すことをはじめとして、国の通知及び県教育委員会の採択方針を踏まえること、また、本市の児童生徒にふさわしいものである、といった本市における教科用図書採択方針に基づいて進めていくこととしており、今回の教科用図書採択においても、同様に進めていくものと考えている。

(質疑・意見)

特になし。

下平委員長

それでは、本件の取扱いを含め、各委員のご意見を願います。なお、請願の取扱いについて、採択すべきか否かの意見も併せて願います。

齋藤委員

これまでも教科用図書の採択は、国、県の方針に基づきながら、公平、公正、中立な立場で取り組んできた。

請願があったということも受け止め、今後も私どもが責任を持って公正に判断していきたいと思う。

請願については、不採択で願います。

山田委員

私たちが、公正に判断するということを肝に銘じ今まで進めてきているし、不採択で良いかと思う。

安良岡教育長

私も、教育委員会で採択方針を決め、それに基づいて取り組んでいる。

この請願の中にはこの教科書を避けてこっちを採択してほしいという旨の記述があり、どの教科書とは書いていないけれど、そのようなことが書いてある請願については、不採択とすべきと思っている。この請願については不採択でいきたいと思う。

(採決の結果、請願第1号は全会一致で不採択と決した)

下平委員長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって8月臨時会を閉会する。